

議案第6号

みやき町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

みやき町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4年 3月 7日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、敬老祝金の支給対象者の年齢の見直し等を行うことに伴い、みやき町敬老祝金支給条例を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

みやき町敬老祝金支給条例（平成17年みやき町条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町の」を「本町が備える」に、「登録」を「記録」に改め、同項第2号中「70歳、」及び「90歳、」を削る。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（受給資格の喪失）

第5条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、祝金の受給資格を失うものとする。

- （1） 祝金の受領を辞退したとき。
- （2） 基準日の属する年度の3月31日までに連絡等がなく祝金を受領する意思を確認できないとき。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

みやき町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(祝金の支給)</p> <p>第2条 祝金は、毎年9月1日（以下「基準日」という。）に本町の <u> </u> 住民基本台帳に<u>登録</u>されている者で、次に該当するものに支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日現在において満年齢が<u>70歳、77歳、88歳、90歳、99歳及び100歳</u>の者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(祝金の支給)</p> <p>第2条 祝金は、毎年9月1日（以下「基準日」という。）に本町が<u>備える</u>住民基本台帳に<u>記録</u>されている者で、次に該当するものに支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日現在において満年齢が <u> </u> 77歳、88歳、 <u> </u> 99歳及び100歳の者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 満70歳の者（古希） 5,000円</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 満90歳の者（卒寿） 30,000円</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(受給資格の喪失)</u></p> <p>第5条 <u>支給対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、祝金の受給資格を失うものとする。</u></p> <p><u>(1) 祝金の受領を辞退したとき。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p>	<p>(2) <u>基準日の属する年度の3月31日までに連絡等がなく祝金を受領する意思を確認できないとき。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>